

年 月 日

令和2年(ヨ)第10022号 地位保全及び賃金仮払仮処分申立事件
債権者 林 義博 外9名
債務者 日本アクリル化学株式会社

仮処分

名古屋地方裁判所民事第1部ホC係 御中

早急に公正な仮処分決定を求める要請署名

2020年9月末、債務者である日本アクリル化学社は、工場閉鎖を強行し債権者ら10名を不当に解雇しました。解雇後、名古屋地裁において債務者側(日本アクリル化学社)から、これまで企業秘密として提出してこなかった資料が提出され、それらの証拠資料や2021年12月20日に債務者側から提出された準備書面を見ても、2019年6月14日労働組合に対し工場存続もしくは工場閉鎖の2つのシナリオを提案し協議を行いたいと説明してきたこと自体が虚偽であり、そして1年以上前からDCM事業部は日本アクリル化学に対し安全のための設備投資を行わないことを決定しながらも実体のない団体交渉を繰り返してきました。

また、当初2019年12月にDCM事業部が名古屋工場に投資を行わないことを決定したから名古屋工場の閉鎖を日本アクリル化学社が決定したと言っていたことも虚偽であることが証拠資料からも明白になりました。

ダウ・ケミカルグループとして、より多くの利益を得るために生産拠点を海外に移し、従業員の雇用と生活を破壊する解雇は決してあってはなりません。明らかな虚偽主張を繰り返しながらの工場閉鎖・従業員の解雇は不当です。2020年10月の申立から既に1年半経過し債権者である労働者たちは日々の生活にも困窮し限界にきています。名古屋地方裁判所におきましては一刻も早く労働者の救済のために公正な仮処分の決定をくだされるよう求めます。

氏 名	住 所

この署名は、要請書提出以外には、使用しません

【取扱団体】アクリル争議支援共闘会議事務局(全国一般労働組合事務局内)

〒113-0034 東京都文京区湯島2丁目4番4号 全労連会館9階

TEL: (03) 5840-6277 FAX: (03) 5689-5240

令和2年(ヨ)第10022号 地位保全及び賃金仮払仮処分申立事件

債権者 林 義博 外9名

債務者 日本アクリル化学株式会社

仮処分

名古屋地方裁判所民事第1部ホC係 御中

早急に公正な仮処分決定を求める要請署名

2020年9月末、債務者である日本アクリル化学社は、工場閉鎖を強行し債権者ら10名を不当に解雇しました。解雇後名古屋地裁において債務者側(日本アクリル化学社)から、これまで企業秘密として提出してこなかった資料が提出されました。それらの証拠資料や2021年12月20日に債務者側から提出された準備書面を見ても、2019年6月14日に私たち労働組合に対し工場存続もしくは工場閉鎖の2つのシナリオがあり組合と協議を行いたいとした説明自体が虚偽であり、そして1年以上前からDCM事業部は日本アクリル化学に対し安全のための設備投資を行わないことを決定しながらも実体のない団体交渉を繰り返してきました。

また、当初2019年12月にDCM事業部が名古屋工場に投資を行わないことを決定したから名古屋工場の閉鎖を日本アクリル化学社が決定したと言っていたことも虚偽であることが証拠資料からも明白になりました。

ダウ・ケミカルグループとして生産拠点を海外に移すことでより多くの利益を得るために現地の従業員を解雇することなど決してあってはなりません。明らかな虚偽主張を繰り返しながらの工場閉鎖・従業員の解雇は不当であります。2020年10月の申立から既に1年半経過し債権者である労働者たちは日々の生活にも困窮し限界にきています。名古屋地方裁判所におきましては一刻も早く労働者の救済のために公正な仮処分の決定をくださるよう求めます。

年 月 日

(団体名)

(代表者名)

(所在地)